

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成27年3月30日（平成27年（行個）諮問第62号）

答申日：平成28年5月16日（平成28年度（行個）答申第8号）

事件名：本人の在職中の特定期間における勤務状況通知書の不開示決定（不  
存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につ  
つき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）  
12条の規定に基づく開示請求に対し、平成26年4月25日付け防人計  
第6059号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が  
行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求め  
る。

#### 2 異議申立ての理由

##### （1）異議申立書

ア 保存期間満了により廃棄されたとあるが、具体的な保存期間の提示  
もなく、不自然である。開示請求どおりに開示することを求める。

イ 昭和51年度に係る公務災害発生報告書及び勤務記録等が存在する  
ことを考えると、期間満了により廃棄されたとの理由は、納得がいか  
ない。

ウ それでは、保存期限は何年なのか。仮に、廃棄されたのであれば、  
廃棄の記録年月日があるはずである。

##### （2）意見書

異議申立人から、平成27年4月28日付けで意見書が当審査会宛て  
提出された（諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が提出さ  
れており、その内容は記載しない。）。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであり、こ  
れに該当する保有個人情報が記録されている行政文書（以下「本件通知書」  
という。）の保有について確認を行った結果、保存期間満了につき廃棄され  
ており、その存在を確認することができなかったことから、法18条2項

の規定に基づき、平成26年4月25日付け防人計第6059号により不開示決定（原処分）を行ったところ、本件異議申立てがされたものである。

## 2 異議申立人の主張について

異議申立人は、「昭和51年度に係る公務災害発生報告書及び勤務記録等が存在することを考えると、期間満了により廃棄されたとの理由は、納得がいかない。」として、開示請求のとおりを開示することを求める。

しかしながら、本件開示請求を受け、本件通知書を探索したところ、その可能性のある行政文書として、「勤務状況通知書」が存在した可能性があることを確認したが、当該文書は、海上自衛隊出納官吏等事務取扱要領について（通達）（海幕経第2111号。昭和51年5月24日。以下「通達」という。）において保存期間が5年とされているため、異議申立人が求める昭和50年11月から昭和51年5月まで及び同月から昭和52年3月までの間に係るものは開示請求のあった時点においては既に廃棄されており、ほかに本件通知書として特定すべき行政文書の存在を確認することができなかったことから、文書不存在を理由に原処分を行ったものである。

以上のことから、異議申立人の主張には理由がなく、原処分を維持することが適当である。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |              |               |
|--------------|---------------|
| ① 平成27年3月30日 | 諮問の受理         |
| ② 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年4月28日    | 異議申立人から意見書を收受 |
| ④ 平成28年4月14日 | 審議            |
| ⑤ 同年5月12日    | 審議            |

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、異議申立人が昭和50年11月から昭和52年3月まで（以下「本件在職期間」という。）在職していた各部隊における異議申立人に係る勤務状況通知書に記録された保有個人情報であり、処分庁は、本件通知書は、保存期間満了により廃棄しているとして、不存在につき不開示とする原処分を行った。

これに対し、異議申立人は、原処分の取消しを求め、諮問庁は原処分を維持することが適当であるとするので、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

### 2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

（1）勤務状況通知書の保存期間等について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 勤務状況通知書とは、手当が生じる勤務の有無、超過勤務の有無等

の給与の計算に当たって必要となる情報を通知する文書である。

イ 本件在職期間の勤務状況通知書の保存期間については、通達及び通達により廃止された海幕経第1413号（昭和43年3月21日。以下「旧通達」という。）の各規定を確認することはできなかったが、少なくとも平成2年以降の通達の第145においては、現金出納簿以外の帳簿及び書類の保存期間は5年とされており、これに該当する。

ウ また、通達の下位規程である横須賀地方隊文書処理規則（昭和53年9月1日改正後の昭和45年横須賀地方隊達第1号。以下「規則」という。）16条に基づき別表第2が定める文書保存期間基準表において、会計事務に関する証拠書類となる文書の保存期間は5年とされていることを確認したが、本件在職期間に適用される規則による保存期間を確認することはできなかった。

(2) そこで、当審査会において、現行の「海上自衛隊の給与簿、出勤簿及び給与支給明細書の様式等に関する達」（昭和38年3月30日。海上自衛隊達第37号）6条ないし8条及び同達が定める勤務状況通知書の様式を確認したところ、同通知書は、隊員に支給する給与の計算根拠に関する情報を記載するものであると認められ、本件在職期間においても、同通知書の性質は同様であったものと推認される。

(3) また、諮問庁から通達及び規則の提出を受け、当審査会において確認したところ、その定めは諮問庁の上記（1）イ及びウの説明のとおりであり、本件在職期間における勤務状況通知書も、上記（2）のと通りの性質であったと推認されることに鑑みると、通達の「現金出納簿以外の帳簿」や規則の「会計事務に関する証拠書類となる文書」に含まれるものと認められる。

そして、本件在職期間に係る旧通達や通達、規則における勤務状況通知書の保存期間は不明であるものの、少なくとも平成2年以降の通達や昭和53年の改正後の規則において保存期間が5年とされていることに鑑みると、本件通知書については、本件在職期間から40年以上が経過した本件開示請求時点よりも前に保存期間満了により廃棄されたと考えるのが合理的であり、廃棄されていないと認めるべき特段の事情も存しないから、防衛省において、本件対象保有個人情報保有しているとは認められない。

### 3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、防衛省において本件対象保有個人情

報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。  
(第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子

別紙（本件対象保有個人情報）

請求人について在職中の各部隊における勤務状況通知書

- ・ 特定護衛艦（昭和50年11月～51年5月）
- ・ 特定部（昭和51年5月～11月）
- ・ 特定隊（昭和51年11月～52年3月）

に記録された保有個人情報